



# 関連企業間取引に関する新しい司法解釈

**Q** 関連企業間取引に関する新しい司法解釈が出て、法的規制が強化されたと聞きました。私たちは中国企業との合弁会社なのですが、どのような点に注意したらよいのかを教えてください。

**A** 「外商投資法」の施行に伴い、合弁会社の組織法上の根拠である三資企業法が廃止され、「会社法」及び最高人民法院が發布する司法解釈を主たる組織法上の根拠とすることになります。法規制が合弁会社の関連企業間取引に悪影響を与えるのを防止するためには、事前に定款の条項を工夫して合理的な仕組みを規定することが重要です。

「外商投資法」が2020年1月1日に施行されるに伴い、合弁会社の組織法上の根拠である「中外合資経営企業法」、「中外合資経営企業法实施条例」を含む三資企業法（「会社法」に対する特別法。「会社法」第217条参照）が廃止されます。その結果、「従前の企業組織形態等」を5年間、すなわち最長で2024年12月31日まで保留できるとされるものの（その詳細は国務院の実施弁法が年内に公布されるまで不明）、「会社法」及び最高人民法院が發布する全部で5つの司法解釈（司法解釈は、人民法院がそれに依拠して判決理由とすることができる法源です）を主たる組織法上の根拠とすることになります。

このことは法形式としては有限責任会社でありながら、法的本質は日本の民法上の組合又は英米法にいうパートナーシップ（partnership）であり、合弁当事者同士の人的関係が濃密である（その結果、合弁会社と合弁当事者は法的には別の法主体（separate legal entities）であるべきところ、実際には両者が混然一体のものとして理解されています）現在から、名実ともに有限責任会社と合弁当事者が別の法主体として取り扱われ、合弁当事者の任命派遣する董事は、自らを任命派遣する（そして従業員として賃金までもらっている）合弁当事者の最善の利益のためにではなく、合弁会社の最善の利益のために行動することが求められることとなります（英米法にいう fiduciary duty に相当する忠実義務。「会社法」第147条第1項）。

この前提を理解したうえで、「会社法」第21条（特に第1項）を見てみましょう。

**第21条 会社の株式支配株主、実際支配者、董事、監事及び高級管理者は、その関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない。**

**前項の規定に違反して会社に損害をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。**

この規定は、忠実義務の内実として、常に会社の最善の利益のために行動し、会社の利益を犠牲にして、自ら又はその関連者の利益を図ってはならないという利益相反回避義務（duty to avoid conflicts of interest）を負う董事及び高級管理者（合弁会社の総経理、副総経理並びに合弁契約及び定款で高級管理者であると定義されるその他の者）のみならず、忠実義務

を負わない株式支配株主及び実際支配者にまで「関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない」という禁止規範の遵守義務を課すところに創設的意義を有するものです。

この株式支配株主（及び実際支配者。英米法にいう nomination を通じてコモンロー上の権利 legal estate を有する名目株主ではないけれども、エクイティ上の権利 equitable interest を有する実質的株主に相当するものと理解されます）にこのような禁止規範の遵守義務を課す発想は、香港会社条例（the Companies Ordinance）を含む England and Wales 法及びその系譜を有する法域の法における少数者保護（minority protection）、換言すれば株式支配株主やその任命派遣する director(s) による権限濫用（abuse of power）に対する制定法及びエクイティを中心とする救済に着想を得たものである可能性があります。実際に香港は香港特別行政区として中国の一部であり、法曹の交流を通じて、中国の法制に香港法が一定の影響を与えているのではないかと推測される事例は会社法について散見されます。

2019年4月28日に登場した「「会社法」の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（五）」（法釈〔2019〕7号により2019年4月28日發布、施行。以下「規定（五）」といいます）もまさにこの推測が妥当する司法解釈であり、関連企業間取引（司法解釈の用語は関連取引）に関する規定（五）第1条、第2条がこれに該当します。ここでは特に重要な第1条のみを取り上げてみていくこととしましょう（表1）。

このうち規定（五）第1条第2項は、「会社法」第21条第1項違反があっても、それは会社に損害を与えるものにすぎず（同条第2項参照）、少数株主に直接の損害を与えるものではありませんから（ゆえに、少数株主は自らの権利が侵害されたことを理由とする主観訴訟を提起できません）、「会社法」第151条に基づく客観訴訟としての株主代表訴訟を提起することができるにすぎないことを規定します（これは香港法上、株式支配株主の権限濫用的意向を受けた majority directors が忠実義務違反 breach of fiduciary duty を犯し、その結果、会社が損害を受けても、これによる少数株主の損害は単なる反射的損失 merely reflective loss なので、少数株主はこれに基づく主観訴訟 personal claim を提起することはできず、株主代表訴訟に相当する common law or statutory derivative claim

# について

弁護士法人 キャスト

弁護士・税理士・香港ソリシター 村尾龍雄

表 1 最高人民法院の規定（五）第 1 条

中国語	日本語（仮訳）
<p>第 1 条 关联交易损害公司利益，原告公司依据公司法第二十一条规定请求控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员赔偿所造成的损失，被告仅以该交易已经履行了信息披露、经股东会或者股东大会同意等法律、行政法规或者公司章程规定的程序为由抗辩的，人民法院不予支持。</p> <p>公司没有提起诉讼的，符合公司法第一百五十一条第一款规定条件的股东，可以依据公司法第一百五十一条第二款、第三款规定向人民法院提起诉讼。</p>	<p>第 1 条 関連取引により会社の利益が損なわれ、原告会社が会社法第 21 条の規定により株式支配株主、実際支配者、董事、監事又は高級管理人員にそのもたらした損害を賠償するよう請求する場合において、当該取引につき情報開示、株主会又は株主総会の同意を経ている等の法律、行政法規又は会社定款所定の手続を既に履行していることのみを理由として被告が抗弁するときは、人民法院は、これを支持しない。</p> <p>会社が訴えを提起していない場合には、会社法第 151 条第 1 項所定の条件に適合する株主は、会社法第 151 条第 2 項又は第 3 項の規定により人民法院に対し訴えを提起することができる。</p>

(出所) 筆者作成

を提起することができるのみであるとされる論理と同様です。

そのうえで、規定（五）第 1 条第 1 項は「当該取引につき情報開示、株主会又は株主総会の同意を経ている等の法律、行政法規又は会社定款所定の手続を既に履行していることのみを理由として被告が抗弁するときは、人民法院は、これを支持しない。」と規定しますが、この意味も香港法に則して理解しようとする場合、その趣旨が明確になります。すなわち、香港法（を含む England and Wales 法及びその系譜を有する法域の法）上、株式支配株主 (majority shareholder/controlling shareholder) の権限濫用的意向を受けて、majority directors が忠実義務違反 breach of fiduciary duty を犯して関連企業間取引を行い、その結果、その関連者が会社利益の犠牲のもとで利益を享受した場合、少数株主に株主代表訴訟 (derivative claim) を提起されたときは、被告である株式支配株主や majority directors が単に「当該取引につき情報開示」を行ったと主張するだけでは有効な抗弁にはならず、完全かつ包み隠すところのない開示 (frank and full disclosure) が行われたことまで主張する必要があります。また、自分たちが多数支配をしている「株主会又は株主総会の同意を経ている」ことを主張しても、そのような権限濫用的同意を認めては会社の利益が犠牲になる被害を是正することができないので、有効な抗弁にはならず、①事前に完全かつ包み隠すところのない開示があったことを前提に、②少数株主の同意を含む完全なインフォームド・コンセント (fully informed consent) があったと評価され得る株主総会 (a general meeting) があったことまで主張する必要があります。この香港法の理解の上で、規定（五）第 1 条第 1 項を読めば、「会社法」第 21 条及び規定（五）は、関連企業間取引規制に関して、香港法と軌を一にする法規制を及ぼそうとする趣旨である、と理解して大過はないように思えます。

なお、日本の会社法は取締役の利益相反的取引に関して、利害関係を有する取締役は取締役会における（出席及び）表決ができない制約を受けつつ、取締役会の承認決議を経ることで善管注意義務違反を回避することができる仕組みを採用

するので、完全なインフォームド・コンセントは取締役会に相当する董事会決議ではダメなのかという疑問を生じるかもしれませんが、「会社法」第 148 条第 1 項柱書は「董事及び高級管理者は、次に掲げる行為をしてはならない。」と規定し、同条項第 4 号は「会社定款の規定に違反し、又は**株主会若しくは株主総会の同意を経ないで、当該会社と契約を締結し、又は取引をする行為**」と規定します。そうすると、完全なインフォームド・コンセントを取得すべきは、董事会ではなく、株主会であるべきだ、との結論が導かれます (England and Wales 法及びその系譜を有する法域の判例法 case law では、インフォームド・コンセントを取締役に相当する the Board of Directors から取得することで足りる旨を示唆するものがあります)。

しかし、例えば日本企業が株式支配株主であり、その任命派遣する董事が董事会の過半数を支配している環境下で、「会社法」第 21 条第 1 項及び規定（五）第 1 条を完全遵守するために、日本企業と合併会社との部材調達契約の個々の取引について、毎回、①事前に完全かつ包み隠すところのない開示を行い、かつ、②株主会で完全なインフォームド・コンセントを得るというのは、到底、現実的ではありません。

そこで、どうするのが最善かですが、法規制が合併会社の最善の利益に資する合理的な関連企業間取引の迅速性に悪影響を与えるのを防止するために、事前に定款で「会社法」及び規定（五）との抵触を回避する合理的な仕組みを規定することで。現在は誰も定款よりも合併契約を相対的に重視する時代にありますが、2020 年 1 月 1 日以降の新時代において、合併当事者のみを法的に拘束する合併契約よりも、むしろ会社をも法的に拘束する定款の条項を工夫することこそ、有限責任会社と合併当事者が別の法主体であると厳格に取り扱われる新時代において重要なことである、と考える次第です。この道理は関連企業間取引に関する個々の合併会社の実情に沿う合理的規制に限りません。来るべき合併契約及び定款の改正に備えて、準備すべき事項は極めて莫大である、と考えます。